

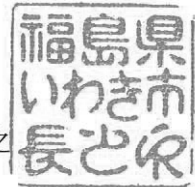


6 生 経 第 319 号
令和 6 年 11 月 7 日

いわき市下水道事業等経営審議会

会長 河合 伸 様

いわき市長 内田 広之



地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の経営について（諮問）

いわき市下水道事業等経営審議会条例（平成 28 年いわき市条例第 10 号）第 2 条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 地域汚水処理事業の経営について
- 農業集落排水事業の経営について

【 諮 問 理 由 】

本市においては、市全域の生活排水対策の基本的な方向性を定めた「いわき市総合生活排水対策方針」を策定しております。この中では、市街化区域の人口集中地においては公共下水道、住宅団地においては地域污水处理施設、中山間地域の一定人口集中地においては農業集落排水処理施設、その他の地域においては合併処理浄化槽を基本とし、総合的な生活排水対策に取り組んでおります。その結果、令和5年度末における污水处理人口普及率は、91.1%となっております。

このうち、公共下水道、地域污水处理施設及び農業集落排水処理施設に係る事業については、経営状況の透明化や経営基盤の強化を図る観点から、平成28年4月に企業会計へ移行するとともに、市民の皆様の御意見をお聴きするため、いわき市下水道事業等経営審議会を設置いたしました。

このような中、平成31年3月に設置した第2次経営審議会においては、地域污水处理事業及び農業集落排水事業が抱える経営課題に対して議論を重ね、事業経営についての答申を頂き、当該内容を踏まえ、令和3年3月に「いわき市地域污水处理事業経営戦略」及び「いわき市農業集落排水事業経営戦略」を策定したところです。

これらの事業を取り巻く経営環境は、施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加や、人口減少等による使用料収入の減少が見込まれることなどにより、その厳しさを増しつつありますが、公共下水道事業と同様に、将来にわたり「安定的で持続可能な事業経営」が求められているところです。

つきましては、

- ・ 地域污水处理事業の経営について
- ・ 農業集落排水事業の経営について

など、貴審議会の御意見を賜りたく、諮問いたします。